

～すべての事業者の皆さんに関係があります！

制度を正しく理解し、開始時期に備えましょう～

# 消費税軽減税率制度説明会

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、現時点で消費税免税事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分整理など、新しいルールに沿った請求書等の発行が求められる場合があるため、制度の実施に向けた準備が必要となります。

つきましては、消費税軽減税率制度のポイントや事業者支援措置について、以下のとおり説明会を開催いたしますので是非ともこの機会にご参加ください。(受講料は無料です)

また、消費税率引上げ・軽減税率制度導入に向けた中小企業・小規模事業者への補助金制度(IT導入・クラウド会計・受注発注システム・モバイルPOSレジ等)についてもご説明いたします。

平成30年

日時

9月19日(水) 14:00～16:00

場所

彦根商工会議所4階 会議室 (彦根市中央町3-8)

定員

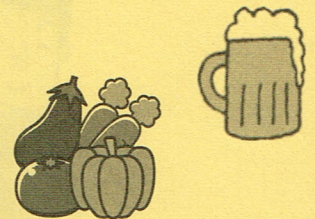
100名 ※定員になり次第締め切ります。

受講料

無料

内容

- ・消費税軽減税率制度の概要について
- ・インボイス制度の概要等について(現行制度からの変更点を説明)
- ・事業者支援措置等(補助金)について



講師

彦根税務署 担当者他

主催

彦根税務署、彦根商工会議所中小企業相談所

申込先

下記の受講申込書に所定事項をご記入の上、FAX又は当所ホームページからお申込み下さい。

《お問い合わせ》彦根商工会議所 中小企業相談所 Tel:0749-22-4551

E-mail: seminar@hikone-cci.or.jp http://www.hikone-cci.or.jp

※切らずにそのままFAXして下さい。

受講申込書 Fax.0749-26-2730

事業所名		区分	当所会員 ・ 非会員
申込責任者名		TEL	FAX
受講者名	①	②	③

※ご記入いただいた情報は当所からの各種連絡・情報提供にのみ利用いたします。



2019年  
10月  
スタート!

# 「消費税軽減税率制度」が 実施されます!

消費税率が10%に引き上げられます。

軽減税率制度は、消費税率10%への引上げに合わせて、

低所得者に配慮する観点から実施されるものです。

軽減税率制度の対象となる品目の消費税については

軽減税率(8%)が適用されます。

事業者の皆さまは業種にかかわらず、

「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが

毎日の仕事の中で新たに求められます。



政府では、事業者の皆さまの軽減税率対応に向けた取組みを

サポートするためさまざまな施策を講じてまいります。

余裕を持って今日から準備を始めましょう!